

中間財務諸表

■ 中間貸借対照表

(単位：百万円)

	平成17年度中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)		平成18年度中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
(資 産 の 部)				
現金預け金	75,691	5.74	85,663	6.50
買入金	70	0.01	106	0.01
金銭債権	4,151	0.31	3,943	0.30
有価証券	178,574	13.54	201,318	15.29
貸出金	1,010,507	76.62	987,844	75.00
外国為替	377	0.03	722	0.05
その他資産	7,309	0.55	6,294	0.48
不動産	18,395	1.40	—	—
有形固定資産	—	—	17,033	1.29
無形固定資産	—	—	564	0.04
繰延税金資産	20,769	1.58	27,096	2.06
支払引当金	20,130	1.53	17,572	1.33
貸倒引当金	17,113	1.30	△ 31,067	△ 2.35
投資損失引当金	△ 75	△ 0.01	—	—
資産の部合計	1,318,790	100.00	1,317,092	100.00

(単位：百万円)

	平成17年度中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)		平成18年度中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
(負 債 の 部)				
預借入金	1,215,476	92.16	1,219,115	92.56
外国為替	—	—	10,000	0.76
社員の負債	20	0.00	28	0.00
賞与引当金	—	—	35,500	2.70
退職給付引当金	7,090	0.54	7,053	0.54
その他の偶発損失引当金	393	0.03	422	0.03
再評価に係る繰延税金負債	5,376	0.41	5,903	0.45
支払引当金	417	0.03	448	0.03
繰延税金負債	2,139	0.16	2,116	0.16
支払引当金	20,130	1.53	17,572	1.33
負債の部合計	1,251,046	94.86	1,298,159	98.56
(資 本 の 部)				
資本剰余金	34,262	2.60	—	—
資本準備金	23,164	1.75	—	—
利益剰余金	23,164	—	—	—
利益準備金	6,849	0.52	—	—
任意積立金	160	—	—	—
中間未処分利益	3,100	—	—	—
土地再評価差額金	3,589	—	—	—
その他の有価証券評価差額金	872	0.06	—	—
自己株式	2,690	0.20	—	—
株式	△ 94	△ 0.01	—	—
資本の部合計	67,744	5.14	—	—
負債及び資本の部合計	1,318,790	100.00	—	—
(純 資 産 の 部)				
資本剰余金	—	—	34,262	2.60
資本準備金	—	—	23,164	1.75
利益剰余金	—	—	23,164	—
利益準備金	—	—	△ 39,522	△ 3.00
その他の利益剰余金	—	—	320	0.02
別途積立金	—	—	△ 39,842	△ 3.02
繰越利益剰余金	—	—	7,100	—
自己株式	—	—	△ 46,942	—
株主資本合計	—	—	△ 109	△ 0.00
その他の有価証券評価差額金	—	—	17,794	1.35
繰延ヘッジ損益	—	—	301	0.02
土地再評価差額金	—	—	0	0.00
(評価・換算差額等合計)	—	—	836	0.07
純資産の部合計	—	—	1,138	0.09
負債及び純資産の部合計	—	—	18,933	1.44
	—	—	1,317,092	100.00

中間財務諸表

■ 中間損益計算書

(単位：百万円)

	平成17年度中間会計期間 自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日		平成18年度中間会計期間 自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
経 常 収 益	17,945	100.00	16,939	100.00
資 金 運 用 収 益	15,223		14,503	
(うち貸出金利息)	(14,264)		(13,452)	
(うち有価証券利息配当金)	(743)		(913)	
役 務 取 引 等 収 益	1,935		1,957	
そ の 他 業 務 収 益	176		344	
そ の 他 経 常 収 益	610		134	
経 常 費 用	15,122	84.27	69,734	411.68
資 金 調 達 費 用	1,125		1,295	
(うち預金利息)	(1,090)		(1,088)	
役 務 取 引 等 費 用	1,246		1,250	
そ の 他 業 務 費 用	85		374	
営 業 経 費 ※1	8,359		8,572	
そ の 他 経 常 費 用 ※2	4,306		58,241	
経 常 利 益 (△は経常損失)	2,823	15.73	△ 52,795	△ 311.68
特 別 利 益	25	0.14	1	0.01
特 別 損 失	532	2.96	36	0.21
減 損 損 失 ※3	524		—	
そ の 他	7		36	
税引前中間純利益 (△は税引前中間純損失)	2,316	12.91	△ 52,829	△ 311.88
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	11	0.06	8	0.05
法 人 税 等 調 整 額	△ 136	△ 0.75	△ 4,979	△ 29.39
中 間 純 利 益 (△は中間純損失)	2,441	13.60	△ 47,858	△ 282.53
前 期 繰 越 利 益	981		—	
自 己 株 式 処 分 差 損	0		—	
土 地 再 評 価 差 額 金 取 崩 額	166		—	
中 間 未 処 分 利 益	3,589		—	

■ 中間株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平 成 18 年 3 月 31 日 残 高	34,262	23,164	—	23,164
中 間 会 計 期 間 中 の 変 動 額				
中 間 会 計 期 間 中 の 変 動 額 合 計	—	—	—	—
平 成 18 年 9 月 30 日 残 高	34,262	23,164	—	23,164

	株 主 資 本					
	利 益 準 備 金	利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		別 途 積 立 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計		
平 成 18 年 3 月 31 日 残 高	160	3,100	5,831	9,091	△ 100	66,417
中 間 会 計 期 間 中 の 変 動 額						
利益準備金・別途積立金の積立	160	4,000	△ 4,160	—		
剰 余 金 の 配 当 (注)			△ 791	△ 791		△ 791
中 間 純 損 失			△ 47,858	△ 47,858		△ 47,858
自 己 株 式 の 取 得					△ 8	△ 8
自 己 株 式 の 処 分			△ 0	△ 0	0	0
土地再評価差額金の取崩額			35	35		35
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額(純額)				—		—
中 間 会 計 期 間 中 の 変 動 額 合 計	160	4,000	△ 52,774	△ 48,614	△ 8	△ 48,622
平 成 18 年 9 月 30 日 残 高	320	7,100	△ 46,942	△ 39,522	△ 109	17,794

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
平成18年3月31日残高	700	—	871	1,572	67,989
中間会計期間中の変動額					
剰余金の配当 ^(注)				—	△ 791
中間純損失				—	△ 47,858
自己株式の取得				—	△ 8
自己株式の処分				—	0
土地再評価差額金の取崩額				—	35
株主資本以外の項目の中間 会計期間中の変動額（純額）	△ 398	0	△ 35	△ 433	△ 433
中間会計期間中の変動額合計	△ 398	0	△ 35	△ 433	△ 49,056
平成18年9月30日残高	301	0	836	1,138	18,933

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目です。

■ 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っています。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っています。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産
有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しています。
なお、主な耐用年数は次のとおりです。
建物：3年～48年
動産：2年～20年
(2) 無形固定資産
無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しています。

5. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しています。
破産、特別清算等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のとおり記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。
また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しています。
また、当中間会計期間より破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和と実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てています。
また、当中間会計期間から償却・引当基準における不動産担保の処分可能見込額を変更して貸倒引当金を計上しています。上記以外の債権については、過去一年度の貸倒実績から算出した貸倒率等に基づき計上しています。
すべての債権は、資産の自己正定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っています。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は32,675百万円です。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)

「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しています。
当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は18,933百万円です。
なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しています。

(自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準)

「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」(企業会計基準第1号平成14年2月21日)及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日)が平成17年12月27日付及び平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しています。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微です。

(有限責任事業組合等に関する実務対応報告)

有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しています。これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微です。

(有価証券の評価基準及び評価方法)

有価証券の評価は、満期保有目的の債権については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち、時価のある株式及び受益証券については、中間会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均により算定していましたが、株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することにしました。この結果、当中間会計期間より株式、受益証券及びそれ以外のものについても中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により算定しています。
時価のないものについては、移動平均法による原価法又は償却原価法により行っています。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しています。
また、従来、①中間会計期間末日前1ヶ月の市場価格等の平均が取得原価に対して50%以上下落した銘柄については、一律に減損処理、②下落率が30%以上50%未満の銘柄については過去一定期間の市場価格等の推移や発行会社の信用リスク等を判断基準として減損処理を行って

(2) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しています。

(3) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員への退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間において発生していると認められる額を計上しています。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりです。
過去勤務債務
その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により損益処理
数理計算上の差異
各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(13年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理
なお、会計基準変更時差(5,004百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しています。
(4) その他の偶発損失引当金
その他の偶発損失引当金は、業務上発生する可能性のある偶発損失を見積もり、必要と認められる額を計上しています。

6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しています。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっています。

8. ヘッジ会計の方法

(為替変動リスク・ヘッジ)

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しています。

(金利リスク・ヘッジ)

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっています。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しています。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価を行っています。
なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、金利スワップの特例処理を行っています。

9. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当中間会計期間の費用に計上しています。

ましたが、当中間会計期間より当中間会計期間末日の市場価格等が取得原価に対して30%以上下落した銘柄について一律に減損処理を行っています。
この結果、従来の方法によった場合と比べ、経常損失及び税引前中間純損失が158百万円増加、有価証券が4百万円、その他有価証券評価差額金が2百万円、繰延税金負債が1百万円、それぞれ減少しています。

表示方法の変更

「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第60号平成18年4月28日)より改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったこと等に伴い、当中間会計期間から以下のとおり表示を変更しています。

(中間貸借対照表関係)

(1) 「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「中間未処理損失」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しています。
(2) 純額で繰延ヘッジ損失(又は繰延ヘッジ利益)として「その他資産」(又は「その他負債」)に含めて計上していたヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、税効果額を控除のうえ、評価・換算差額等の「繰延ヘッジ損益」として相殺表示しています。
(3) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しています。
(4) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」に含めて表示しています。

追加情報

株式会社福岡銀行との経営統合に関する基本合意の締結を機に、経営統合後の財務運営の一体化のため、両行の財務基準を統一することに伴い、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和と実施前の約定利率で割り引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てています。これにより、経常損失及び税引前中間純損失が、2,547百万円増加しています。

注記事項（中間貸借対照表関係）

- ※1. 関係会社の株式（及び出資額）総額922百万円
- ※2. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,092百万円、延滞債権額は 42,839百万円です。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。）、のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。
また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。
- ※3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は、一百万円です。
なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものです。
- ※4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は22,779百万円です。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めたを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものです。
- ※5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は67,711百万円です。
なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。
- ※6. 貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の中間会計期間末残高の総額は11,257百万円です。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を4,065百万円継続保有し貸出金に計上しているため、売却済み優先受益権を含めた元本総額15,322百万円に係る貸倒引当金を計上しています。
- ※7. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しています。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付替手形および買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有していますが、その額面金額は、13,056百万円です。
- ※8. 担保に供している資産は次のとおりです。
担保に供している資産
有価証券 3,489百万円
担保資産に対応する債務
外貨定期預金 一百万円
上記のほか、内国為替決済、歳入金、日銀共同担保等として、銀行預け金7百万円及び有価証券47,023百万円を差し入れています。
また、その他の資産のうち保証金権利金は878百万円です。
- ※9. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約に係る融資未実行残高は、96,318百万円です。このうち契約残存期間が1年以内のものも80,768百万円あります。
なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申込を受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。
また、契約において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（主に半年毎に）予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じています。
- ※11.有形固定資産の減価償却累計額 13,482百万円
- ※12.有形固定資産の圧縮記帳額 2,464百万円
（当中間会計期間圧縮記帳額 一百万円）
- ※13.土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。
再評価を行った年月日 平成10年3月31日
同法律第3条第3項に定める再評価の方法
土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める、地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額に、時点修正等の合理的な調整を行って算出しています。
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当中間会計期間末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 5,578百万円
- ※14.借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約借入金10,000百万円が含まれています。
- ※15.社債には、劣後特約付社債35,500百万円が含まれています。
- ※ 当行は、資金の効率的な運用を行うため株式会社福岡銀行とリボルビング有担保コール取引契約を締結しています。
当中間会計期間末におけるリボルビング有担保コール取引契約に係る実行残高は次のとおりです。
リボルビング有担保コール取引契約の総額 50,000百万円
契約実行残高 一百万円
差引額 50,000百万円

（中間損益計算書関係）

- ※1. 減価償却実施額は下記のとおりです。
建物・動産 230百万円
その他 95百万円
- ※2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額39,189百万円及び債権売却に伴う損失18,030百万円を含んでいます。

（中間株主資本等変動計算書関係）

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	前事業年度末株式数（千株）	当中間会計期間増加株式数（千株）	当中間会計期間減少株式数（千株）	当中間会計期間末株式数（千株）	摘 要
自己株式					
普通株式	277	28	1	304（注）1,2	
第一回第一種優先株式	—	360	—	360（注）3	
第一回第二種優先株式	—	—	—	—	
合 計	277	388	1	664	

- （注）1. 普通株式の自己株式の株式数の増加28千株は、単元未満株式の買取による増加です。
2. 普通株式の自己株式の株式数の減少1千株は、単元未満株式の買増による減少です。
3. 第一回第一種優先株式の自己株式の増加360千株は、同優先株式の普通株式への転換請求による増加です。

（リース取引関係）

- リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引
- リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額

取 得 価 額 相 当 額	動産	その他	合計
減 価 償 却 累 計 額 相 当 額	1,530百万円	一百万円	1,530百万円
減 損 損 失 累 計 額 相 当 額	924百万円	一百万円	924百万円
中 間 会 計 期 間 末 残 高 相 当 額	9百万円	一百万円	9百万円
	595百万円	一百万円	595百万円

	1年内	1年超	合計
・ 未経過リース料中間会計期間末残高相当額	302百万円	411百万円	713百万円

・ リース資産減損勘定の中間会計期間末残高	9百万円
-----------------------	------

支払リース料	リース資産減損勘定の取崩額	減価償却費相当額	支払利息相当額	減損損失
164百万円	1百万円	139百万円	23百万円	一百万円

- 減価償却費相当額の算定方法
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっています。
- 利息相当額の算定方法
リース料総額とリース物件の取得価額相当額の差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっています。

（有価証券関係）

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項ありません。

（重要な後発事象）

株式会社熊本ファミリー銀行（取締役頭取 河口和幸）と株式会社福岡銀行（取締役頭取 谷正明）は、株主総会における株主の承認及び関係当局の認可を前提として、平成18年9月29日に締結した「経営統合に関する基本合意書」に基づき、平成18年10月26日開催したそれぞれの取締役会において、株式移転計画の策定を決議し、共同株式移転契約を締結いたしました。

- (1)経営統合の目的
- ①両行は、相互の営業ネットワークの拡大による顧客サービスの向上を実現し、金融サービスを通じて地域社会に対してより多くの貢献を果たすとともに、従業員の満足度を向上し、両行の企業価値を持続的に成長させることでステークホルダーの期待を超える金融グループの実現を目指してまいります。
- ②両行は、相互のスピーディーな成長の実現に向け、より効率的な経営資源を活用するとともに、より有効に両行のブランド価値を高めることでさらに広範な金融サービスをさらに広域に展開してまいります。

- (2)統合形態
- 株式会社熊本ファミリー銀行と株式会社福岡銀行が、共同株式移転により持株会社を設立します。

- (3)持株会社の概要
- ①商号 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ
（英文名称）Fukuoka Financial Group, Inc.)

- ②事業内容 銀行、その他銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理及びこれに附帯する業務を行います。
- ③本店所在地 福岡県福岡市中央区天神二丁目13番1号（現 株式会社福岡銀行本店所在地）
- ④設立時期 平成19年4月2日（月）
- ⑤資本金 1,000億円
- ⑥資本準備金 250億円
- ⑦発行予定株式数 普通株式 726,224,635株
第一種優先株式 18,878,000株
第二種優先株式 40,000,000株

ただし、株式会社熊本ファミリー銀行が発行した優先株式並びに、株式会社福岡銀行が発行した第2回劣後特約付無担保転換社債については、株式移転前に取得請求、新株予約権の行使等があった場合には、上記株式数は割当比率に応じて変わることがあります。

- ⑧単元株式数 普通株式 1,000株
優先株式 1,000株
- ⑨決算期 毎年3月31日

- (4)株式移転比率
- ①株式会社福岡銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式1株
- ②株式会社熊本ファミリー銀行の普通株式1株に対して、持株会社の普通株式0.217株
- ③株式会社熊本ファミリー銀行の第一回第一種優先株式（民間優先株）1株に対して、持株会社の第一種優先株式1株
- ④株式会社熊本ファミリー銀行の第一回第二種優先株式（旧公的優先株）1株に対して、持株会社の第二種優先株式1株
- ただし、この株式移転比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両行協議のうえ、変更することがあります。

- (5)劣後特約付無担保転換社債の取扱い
- 株式会社福岡銀行が発行している第2回劣後特約付無担保転換社債については、会社法第773条第1項第9号に基づき、持株会社が社債を承継したうえで、当該社債権者に対し、新株予約権付社債を発行いたします。
- (6)両行の概要（単体）

	平成18年3月末現在		
	株式会社 福岡銀行	株式会社 熊本ファミリー銀行	単純合計
設 立 年 月	昭和20年3月	昭和4年1月	—
本 店 所 在 地	福岡市中央区天神二丁目13番1号	熊本市水前寺六丁目29番20号	—
代 表 者	取締役頭取 谷 正 明	取締役頭取 河 口 和 幸	—
資 本 金	703億円	342億円	1,045億円
総 資 産	77,119億円	13,184億円	90,303億円
純 資 産	3,987億円	679億円	4,667億円
経 常 収 益	1,662億円	417億円	2,080億円
経 常 利 益	542億円	53億円	595億円
当 期 純 利 益	302億円	46億円	349億円
決 算 期	毎年3月31日	毎年3月31日	—
自己資本比率	9.62%（国内基準）	9.33%（国内基準）	—
預 金 残 高	65,619億円	12,058億円	77,678億円
貸 出 金 残 高	51,149億円	10,068億円	61,218億円
従 業 員 数	3,031名	1,121名	4,152名
事 業 所 数	167店舗（9出張所を含む）	77店舗（3出張所を含む）	244店舗
発行済株式総数			
普 通 株 式	686,534,240株	122,896,250株	—
第一種優先株式	—	19,238,000株	—
第二種優先株式	—	40,000,000株	—